

京都市告示第108号

子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第36条の規定により、平成30年4月1日付けで確認を辞退した特定教育・保育施設について、法第41条第2号の規定により、次のとおり告示します。

平成30年5月16日

京都市長 門川 大作

設置者の名称	施設の名称	施設の所在地	教育・保育施設の種類
宗教法人 専徳寺 代表役員 宇野延明	さかの幼稚園	右京区嵯峨野神ノ木町5	幼稚園

(子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室)